令和8年4月

港区ではエレベーターに戸開走行保護装置を設置する改修工事に助成金が出ます！

戸開走行保護装置とは･･･

エレベーターのドアが開いたまま走行したら、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置で、

乗客の挟まれ及び**転落を防止**します

平成21年(2009年)9月以降に設置されたエレベーターには**設置が義務付けられています**

助成対象建築物と助成率(令和5年4月1日から下線部が拡充されました！)

助成対象建築物	助成対象工事費の最大助成率			備　考
	戸開走行保護装置(必須)	地震時等管制運転装置※1	耐震対策※1	
①マンション※2	100%(最大300万円)	3分の2(上限額なし)	3分の2(上限額なし)	最大助成額はエレベーター改修工事費総額の3分の2です
	住宅の用途に供する部分の床面積が建物の延べ面積の3分の2を超える共同住宅であること			
②一般建築物	100%(最大100万円)	50%(上限額なし)	50%(上限額なし)	助成金額算定の対象にできるのは、各助成対象工事費の合計で1,187.5万円までです
	建築物で、①長期修繕計画を作成している ②申請者が法人の場合は中小企業者である **建物の用途、規模の要件がなくなりました**			

※1　戸開走行保護装置が設置済みのものは、地震時等管制運転装置、耐震対策の申請が可能です。
※2　一般建築物としての要件(長期修繕計画を作成している、申請者が法人の場合は中小企業者である)を満たしている病院並びに高齢者及び障害者の施設は、①マンションの助成区分でも申請が可能です。

詳細な条件や手続きについては
港区ホームページをご覧ください
(助成条件に合致しない場合がございます)

港区ホームページのサイト内検索で「エレベーター助成」でも検索いただけます

問合せ先　港区街づくり支援部 建築課 建築設備担当　03-3578-2301